# 1. 悪天候に伴う対応について

悪天候の場合、以下のように対応する。

- \*対応マニュアルの規定にあてはまらない休校や自宅待機を指示する場合は、スクリレ(学校連絡 アプリ)及び本校ホームページ等にて通知する。
- \*居住地域や登校経路の状況により安全な登校が心配される場合は、「遅刻・欠席受付システム」に 伝言を残し、安全に登校できるまで自宅に待機すること。

### 1. 【台風接近時の対応について】

# ◎ 午前6時の時点での確認事項

- ① 福岡市に台風にともなう暴風警報が発令されていない場合
  - ⇒ 安全に十分注意して、通常通り登校する。
- ② 福岡市に台風にともなう暴風警報が発令されている場合
  - ⇒ 終日休校とし、以降警報が解除されても登校禁止とする。

### ★ 報道での確認事項

テレビ・新聞等で、福岡市立の小学校・中学校・特別支援学校・高校が『全市一斉休校』となる旨の報道があった場合は、終日休校とする。

ただし、高校が含まれていない場合は、上記の基準で判断すること。

\* 高校が含まれない場合もあるので、報道内容に十分注意する。

## 2. 【水害・土砂災害時の対応 】

#### ◎午前6時の時点での確認事項

- ① 福岡市城南区東油山4丁目の警戒レベルが3以下の場合
  - ⇒ 安全に十分注意して、通常通り登校する。
- ② 福岡市城南区東油山4丁目の警戒レベルが4以上の場合
  - ⇒ 終日休校とする。
- ③ 居住地域や登校経路の警戒レベルが4以上の場合
  - ⇒ 自宅待機(避難)とする。当該生徒は「出席取扱」とする

注1)「警戒レベル」とは、水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と国や県が出す防

災気象情報を5段階に整理したもの。

- 注2) 福岡市の警戒レベルについては、福岡市 HP の防災管理情報で確認できる。また、福岡市防 災メールに登録すれば、情報が配信される。
  - ・福岡市 HP の防災管理情報 : <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html</a>

### 3. 【悪天候時に登校する際の留意事項 】

# <1> 徒歩・自転車通学者

通常、徒歩や自転車等で通学している場合は、安全に十分注意して登校すること。 また、通学中に危険が予想される場合は、電車・バス等の公共交通機関を利用すること。 その場合は、下記<2>の基準に従うこと。

## <2> 公共交通機関(電車・バス)利用通学者

当日朝の時点で、通常利用する公共交通機関(電車・バス)が運休している場合は、運行を 始めた段階で安全に十分注意して登校すること。

> (令和元年 10 月 10 日改定、令和元年 11 月 1 日施行) (令和 2 年 11 月 19 日改定、令和 2 年 12 月 1 日施行) (令和 6 年 11 月 21 日改定、令和 6 年 12 月 1 日施行)

# 2. その他の対応について

# 【弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について】

### <1> 」アラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとること。

### 【屋外にいる場合の行動】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 【屋内にいる場合の行動】

・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

#### 【自動車の車内にいる場合の行動】

・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

#### <2> ミサイルが着弾した場合の行動

ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、 現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。 屋内にいる場合は、 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・ 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

(令和元年10月10日改定、令和元年11月1日施行)